

概要版

佐川町障害者計画

第7期佐川町障害福祉計画

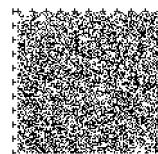
第3期佐川町障害児福祉計画

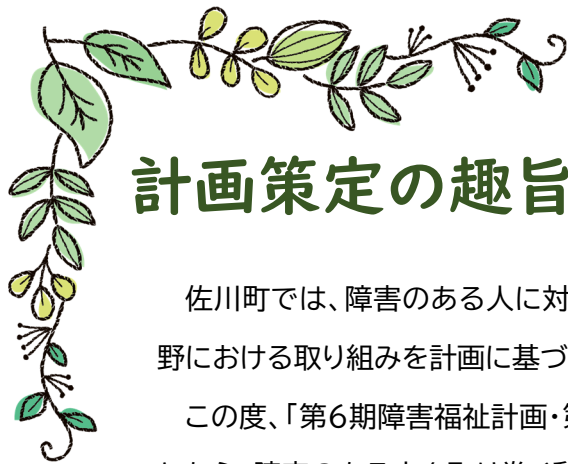


令和6年3月

高知県佐川町

この冊子は、視覚に障がいのある方もご利用いただけるように音声コード ユニボイス を貼付けしています。スマートフォンの専用アプリで読み取ると、音声を聞くことができます。
※専用アプリはお手持ちのスマートフォン等で「ユニボイス」と検索してください。





計画策定の趣旨と現状

佐川町では、障害のある人に対する保健・医療・福祉をはじめ、雇用・就労、まちづくり等の様々な分野における取り組みを計画に基づき進めています。

この度、「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」が令和5年度をもって計画期間を終了することから、障害のある人を取り巻く動向を考慮しつつ、計画の見直しを行いました。

障害者計画

障害者施策全般に関わる理念、基本的な方針を定めた計画です。

障害のある人のための施策に関する基本計画という位置づけです。

障害福祉計画・障害児福祉計画

障害福祉や障害児福祉サービスの提供体制の確保や今後必要とされるサービス量を計画的に整備するための計画です。

■計画の期間

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者計画	第4期計画					
障害福祉計画	第6期計画			第7期計画		
障害児福祉計画	第2期計画			第3期計画		



障害のある人は佐川町にどのくらいいるの？

総人口

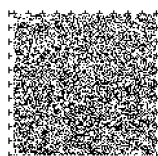
12,238 人

障害者手帳所持者

1,004 人

※総人口は令和5年1月1日、
障害者手帳所持者は令和5年5月及び7月末現在

総人口の8%が、障害者手帳(身体障害者手帳・療育手帳・
精神障害者保健福祉手帳)を持っている人です。





計画の基本的な考え方（障害者計画）

佐川町では、次の基本理念に基づき、障害のある人への支援を行います。

基本理念 1 みんなが互いに認めあい、支えあうまち

障害のある人も障害のない人も、高齢者も子どもも、みんながお互いを認めあい、地域社会を構成する一員として役割を担うことで、人々の日常的なふれあいや支え合いがより活発に進められるような、共に暮らし、働き、学び、憩えるまちをつくります。

基本理念 2 みんなが輝き、自立した生活を送れるまち

すべての人が、共に協力し合い、支え合いながら、各分野で、生きがいを持って活動できる社会となるよう、就労、スポーツ、文化・芸術などの様々な活動において、障害のある人もない人もだれもが参加できる環境づくりに努め、障害のある人も様々な可能性の中から自分らしい生き方を選択できるよう、国や県等の専門機関と有機的に連携して支援を進めます。

基本理念 3 みんなが安心して暮らせるまち

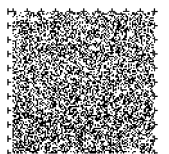
地域社会に幅広く障害者に対する理解を深める取組や、合理的配慮の提供をより一層促進する取組を行うとともに、自らの生き方や必要とするサービスの主体的な選択・決定が極めて困難な場合であっても、障害者本人の基本的人権や利益などを擁護する役割を担う家族や支援者などが、本人の意思を理解し、引き出すことのできる体制を整備することにより、障害者の地域で共に暮らす権利を尊重し、地域でだれもが共に暮らしていくための良好な環境づくりに努めます。

さらに、災害などの緊急時における障害者や高齢者などの避難行動要支援者への対策といった取組も進めます。

地域社会におけるつながりや、あたたかいふれあいのなかで、だれもが自分らしい生活をおくることができ共生のまちづくりを目指して、「やさしさ はぐくむ みんなの さかわ」を本計画の推進にあたって目指すべき目標像として設定します。

目標像

やさしさ はぐくむ みんなの さかわ





達成すべき成果目標の設定

(障害福祉サービス成果目標)

国の考え方を踏まえながら、佐川町における障害福祉サービスの提供体制の確保に係る成果目標を次のとおりとします。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針

- ・施設入所者数：令和4年度末時点の施設入所者数(27人)から5%以上削減
- ・地域移行者数：令和4年度末時点の施設入所者数(27人)の6%以上

項目	成果目標
令和8年度末時点の施設入所者数の削減見込	0人(0%)
令和8年度末施設入所者の地域生活移行者数	0人(0%)

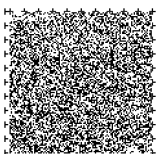
国の指針では上記削減目標があげられていますが、現在入所されている方の個々の状況等より、削減は困難と判断しました。

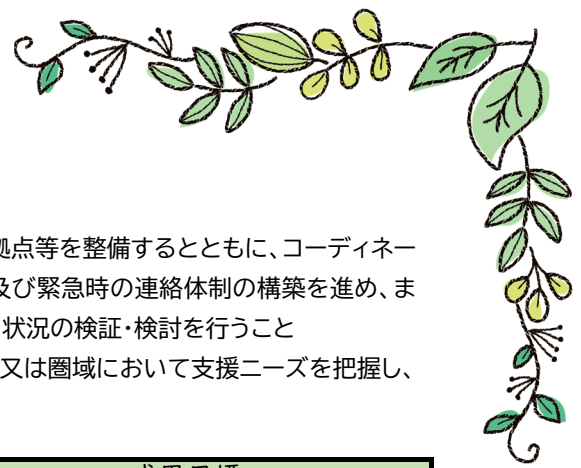
2 精神科病院から地域生活への移行

国の基本指針

- ・保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数、関係者の参加者数、目標設定、及び評価の実施回数を設定
- ・精神障害者の地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助利用者数、自立訓練(生活訓練)の見込を設定

項目	成果目標
高吾北3町での協議会の開催(令和8年度末) (構成市町村：佐川町・越知町・仁淀川町)	2回／年





3 地域生活支援拠点の整備

国の基本指針

- ・各市町村又は圏域において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- ・強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること

項目	成果目標
令和8年度末時点の地域支援拠点等の整備	整備に向けての協議
	運用状況の検証・検討 1回／年
令和8年度末時点の 強度行動障害を有する方への支援体制の整備	ニーズ調査 令和8年度末までに1回
	専門部会での検討 1回／年

地域生活拠点の整備の目的は、障害のある人の重度化・高齢化や「親亡きあと」に備えるとともに、地域移行を進めるため、重度障害にも対応できる専門性を有し、地域生活において、障害のある人やその家族の緊急事態に対応を図ることとなっています。

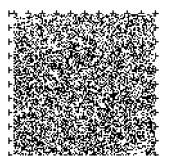
拠点の必要な機能は①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人員の確保・養成、⑤地域の体制づくりの5つが求められています。地域支援拠点の整備に向けて、協議を行う場を設けます。

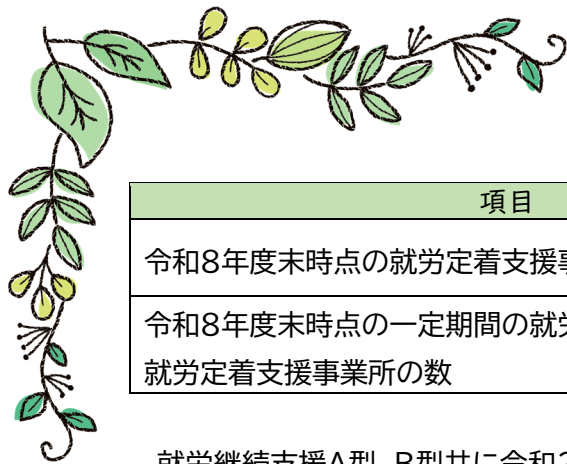
4 福祉施設から一般就労への移行

国の基本指針

- ・一般就労への移行者数:令和3年度実績の1.28倍以上
(うち移行支援事業:1.31倍以上、就労A型:1.29倍以上、就労B型:1.28倍以上)
- ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所:就労移行支援事業所の5割以上
- ・就労定着支援事業の利用者数:令和3年度末実績の1.41倍以上
- ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合:2割5分以上

項目	成果目標
令和8年度末時点の一般就労移行者数 (就労移行支援事業及び就労継続支援A型事業利用)	1人
令和8年度末時点の就労移行支援事業利用終了者に占める 一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の数	0か所





項目	成果目標
令和8年度末時点の就労定着支援事業の利用者数	0人
令和8年度末時点の一定期間の就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所の数	0か所

就労継続支援A型、B型共に令和2年度から令和5年度までの期間に一般就労した方は2名でした。令和8年度末までに少なくとも1名が一般就労に移行できるように関係機関と連携を図ります。

就労移行支援事業所、就労定着支援事業所の利用者はほとんどいないため、目標数値は0か所としました。

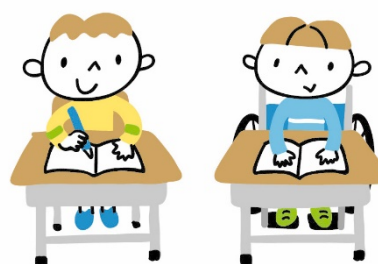
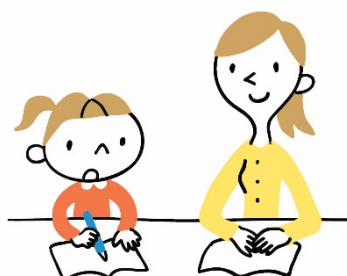
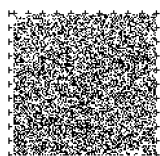
(障害児支援の提供体制の整備等)

国の考え方を踏まえながら、佐川町における障害児支援の提供体制の確保に係る成果目標を次のとおりとします。

国の基本指針

- ・児童発達支援センターの設置:各市町村または圏域に1か所以上
- ・全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)推進体制の構築
- ・重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等:各市町村または圏域に1か所以上
- ・令和8年度末までに、各市町村または各圏域において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置すること

項目	成果目標
令和8年度末時点の児童発達支援センター設置状況	センター利用可否協議
令和8年度末時点の保育所等訪問支援の実施	実施
令和8年度末時点の主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等の設置数	1か所 (高知市事業所利用)
令和8年度末時点の医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	1回 (令和8年度末)
令和8年度末時点の医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1名増





(相談支援体制の充実・強化)

国の考え方を踏まえながら、佐川町における相談支援の提供体制の確保に係る成果目標を次のとおりとします。

国の基本指針

- ・各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等

項目	成果目標
基幹相談支援センターの設置数	1か所
主任相談支援専門員の養成	令和8年度までに1人 (近隣市町村で勉強会を開催)
相談支援事業所の人材育成の支援件数	1件／年 (専門部会で事例検討)
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	6回／年 (連絡会開催)
協議会における個別支援の検討	実施 (地域サービス基盤の開発・改善等に取り組む)

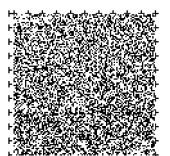
(障害福祉サービス等の質の向上)

国の基本指針

- ・障害福祉サービス等に係る各種研修の活用
- ・障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有
- ・指導監査結果の関係市町村との共有

<活動指標 —障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築—>

項目	成果目標
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への町職員の参加数	1人／年
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析・活用し、事業所や関係機関と共有する体制の有無及びその実施する回数	1回／8年度末まで
指導監査結果の関係市町村との共有	1回／年



計画の推進体制等

1 庁内の推進体制の整備

本計画を確実に実施していくために、関連各課や関係機関との連携をさらに強化し、庁内の推進体制の充実に努めます。

また、すべての職員が、障害のある人に配慮しつつ各自の職務を遂行することができるよう、職員の障害福祉に関する知識と意識を高めていきます。

2 地域ネットワークの強化

地域における福祉の推進は、行政だけではなく広く町民に期待される役割であり、様々な団体や組織、そして一人ひとりの町民の参加が不可欠です。

町民と行政の連携をより一層強め、それぞれの役割を検討しつつ、計画の実現に向けて取り組んでいきます。

3 計画の評価・管理体制

障害のある人やその家族、関係団体との意見交換とともに、計画の進捗状況について調査・評価・把握するとともに、PDCAサイクルによる計画の着実な推進に今後も努めます。

また、本計画の実施状況は、定期的に「佐川町地域自立支援協議会」に報告し、成果目標・活動指標等について評価・検証を行うとともに、その結果を公表します。

そして、計画推進における課題の確認と改善方策の検討を進め、同協議会での検証に向けた情報提供を行います。

これらの評価を踏まえ、計画変更の必要が生じた場合には、柔軟に計画の見直しを行い、障害福祉サービス等の提供体制の確保に努めます。

4 連携・協力体制の確保

本計画の推進にあたり、障害のある人の地域生活基盤の充実を図ることを目的として各種福祉サービスの提供を行うサービス提供事業者や当事者団体、民生・児童委員、さらに自治会等の地域団体との連携・協力を図ります。

また、障害福祉サービスの提供や就労支援、地域生活への移行促進等においては、本町における取組だけではなく、高知県並びに周辺自治体を含む関係機関との広域的な調整が必要不可欠であり、適宜、連携・協力を図りながら、計画の推進に努めます。

5 広報・啓発活動の推進

本計画に基づく事業・施策を広く町民の理解を得ながら推進するために、関係機関・団体との連携による幅広い広報・啓発活動を行うとともに、関係機関、団体の啓発事業との協働等により、町民、地域団体、当事者団体など、地域全体に広く周知されるように広報・啓発活動を推進します。

また、本計画の趣旨や施策、実施状況等については、本町ホームページ等を通じ、広く情報提供を行い、町民の理解促進を図ります。

佐川町障害者計画
第7期佐川町障害福祉計画
第3期佐川町障害児福祉計画

概要版

発行年月：令和6年3月

発行：高知県 佐川町

〒789-1202

高知県高岡郡佐川町乙2310番地

佐川町健康福祉センターかわせみ 内

編集：佐川町 健康福祉課 障害支援係

電話：(0889) 22-7705 F A X：(0889) 22-7721

